



子育て世代の負担をぐっと軽く

# 子ども医療費助成制度

医療機関で保険診療を受けた際の  
自己負担分についてその一部を市が助成する制度です。



## 対象

- ✓ 坂井市にお住まいの  
0歳～18歳のお子さん  
※18歳になった年度の3月31日まで  
※令和2年10月1日より対象年齢が  
拡大されました

## 対象外

- お子様が
- ✓ 健康保険に加入していない
- ✓ ひとり親家庭医療費・重度障害者(児)医療費助成を受けている
- ✓ 児童福祉施設に入所している
- ✓ 生活保護を受けている

## 医療費助成の内容



### 支給される医療費



### 支給されない医療費

#### 01 医療機関で支払った 健康保険適用分の自己負担金

#### 02 育成医療・未熟児養育医療 などの公費助成を受けた あとに残る自己負担分

#### 03 入院した際の 食事療養費の標準負担金

#### 04 医師の指示で作成・装着した 補装具費用の一部

#### 自費扱いの医療費

##### 01

健康診断、予防接種、入院時の差額ベッド代、  
薬の容器代など領収書に自費負担分、保険診療外、  
と記載があるものは対象外です。

#### 学校管理下でのケガの治療費

##### 02

日本スポーツ振興センターの災害共済給付の  
対象となる場合は対象外です。

#### 医療費が高額になった場合

##### 03

高額療養費や付加給付で払い戻される分を除いた  
額のみ  
※社会保険加入の方は”限度額適用認定証”的利用がおすすめ

#### 紹介状なしで受診した場合の 追加料金

##### 04

特定機能病院・地域医療支援病院（一般病床200床  
以上）などを紹介状なしで受診した際の”初診、再  
診時の選定療養費”

医療費助成を利用する際に必要なもの  
※福井県内の医療機関等を受診する場合

加入健康保険内容を確認できるもの  
(マイナ保険証、資格確認書等)



医療費受給者証

忘れず  
持ってっての☆



©SakaiCity

坂井市役所本庁 子ども福祉課

お気軽にお問い合わせください  
☎ 0776-50-3042